福井県報

号外第66号
令和８年
１０月１日（木）
火曜日発行

―― 目　次 ――

公安委員会告示

○福井県福井市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関する合意（９７・交通規制課）……1

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第９７号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第４４条第２項第２号の規定により、福井県福井市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和８年１０月１日

福井県公安委員会

委員長　春木　麻紀子

１　合意した者

⑴　京福バス株式会社

⑵　福井交通株式会社

⑶　大野観光自動車株式会社

⑷　福井県公安委員会

⑸　福井市

⑹　国土交通省中部運輸局

⑺　株式会社ティアフォー

２　旅客の運送の用に供する自動車が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称

別表「バス停留所一覧表」のとおり

３　２に停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

２に停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供する自動車とする。

運行事業者	事業形態	事業名
京福バス株式会社	自動運転バスの実証実験	ふくい自動運転導入プロジェクト

４　２における３に掲げる自動車の停車または駐車が、道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

⑴　「バス停留所一覧表」に記載の停留所を使用している一般乗合旅客自動車と運行時間についての調整

⑵　運行時間内に限った同停留所における停車または駐車

⑶　停車又は駐車の期間は令和８年１０月１日から令和８年１１月２７日までとする。

別表

バス停留所一覧表

停留所名称	停留所所在地	備考
福井駅	福井市中央１丁目１	京福バス 運動公園線　ほか 大野観光自動車 大野線
養浩館口江戸上町	福井市宝永３丁目１０	京福バス すまいるバス北ルートほか
仁愛女子高校	福井市宝永４丁目９	京福バス 大和田大学病院線　ほか
駅前大通り	福井市大手３丁目４	京福バス 運動公園線　ほか 福井交通 ほやほや号茱崎ルート
アオッサ前	福井市手寄１丁目２０	京福バス 大野線　ほか 大野観光自動車 大野線
豊島東公園口	福井市手寄１丁目１９	京福バス 大野線　ほか 大野観光自動車 大野線

発行人　〒910-8580　福井県福井市大手３丁目17番１号　福　井　県